○四国地方整備局告示第百八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月三日

四国地方整備局長　名波　義昭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十六号及び百九十七号並びに三百八十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
大洲市北只一七八番三から同市東大洲一七〇九番一まで	前	九・二〇～五四・〇〇メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　五・八〇〇キロメートル B　五・八六〇	
	前	B　九・二〇～六一・二〇	
	後	A　九八・〇〇～九八・〇〇 B　二〇・二〇～九八・〇〇	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

○四国地方整備局告示第百九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月三日

四国地方整備局長　名波　義昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十六号及び百九十七号並びに三百八十号	大洲市中村字殿町五四九番一地先から同市中村字殿町五五〇番二まで	四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年十月三日

○九州地方整備局告示第百四十三号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、平成二十八年十月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式について認定の更新をしたので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十八年十月三日

九州地方整備局長　小平田浩司

認定更新番号表

（平成28年10月１日）

製造業者名	浄化槽名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
大管工業㈱ 代表取締役　中島　栄一	ダイカン浄化槽 ＤＫＴ－２Ａ１型	9－12－Ｈ－001	9－16Ｋ－Ｈ－001
	ダイカン浄化槽 ＤＫＴ－２Ｂ１型	9－12－Ｈ－002	9－16Ｋ－Ｈ－002

○九州地方整備局告示第百四十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月三日

九州地方整備局長　小平田浩司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
阿久根市大川字山畑一〇八一四番三から同市大川字潟ノ口一一八八〇番一まで	前	一二・一二～一七・〇五メートル
	後	一二・一二～一九・六九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○九州地方整備局告示第百四十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月三日

九州地方整備局長　小平田浩司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号	阿久根市大川字山畑一〇八一四番三から同市大川字潟ノ口一一八八〇番一まで	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年十月三日

国会事項

衆議院

質問書提出

九月二十九日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

第百九十二回臨時国会の安倍総理の所信表明演説における財政健全化目標に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

「天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議」に関する質問主意書（奥野総一郎提出）

第百九十二回臨時国会の安倍総理の所信表明演説における一億総活躍に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

米軍ヘリパッド建設工事現場における機動隊員による市民不当拘束に関する質問主意書（照屋寛徳提出）

報告書受領

九月二十九日会計検査院長河戸光彦から次の報告書を受領した。

会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「独立行政法人における民間委託の状況について」

会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「政府の情報システムを統合・集約等するための政府共通プラットフォームの整備及び運用の状況について」

参議院

調査会長選任

九月二十九日次のとおり調査会長を選任した。

国際経済・外交に関する調査会長　鴻池　祥肇

国民生活・経済に関する調査会長　川田　龍平

資源エネルギーに関する調査会長　金子原二郎

議案送付（予備審査）

九月二十九日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

公職選挙法の一部を改正する法律案（浅田均外一名発議）（参第一号）

政治資金規正法の一部を改正する法律案（浅田均外一名発議）

租税特別措置法の一部を改正する法律案（藤巻健史外一名発議）